

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成24年 7月24日（火）

担当課：環境農政部 生活環境保全課

件 名：(仮称)大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の制定について	
提出理由：(仮称)大和市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「第2次一括法」という。)により、水道法の規定に基づき県が実施する専用水道及び簡易専用水道(以下「専用水道等」という。)の設置時確認、指導等の権限が、全ての市に移譲されることとなった。このため、今後、市においても事務手続きなどを定めた施行細則等を策定する必要がある。 - また、国は、この権限移譲に併せ、飲用に供する井戸等及び水道法適用外の小規模水道及び小規模受水槽水道(以下「小規模水道等」という。)の衛生対策についても、全ての市において実施することが適切であると通知した。 - このため、本市を含めた県内各市では、現在、県条例で規制している小規模水道等についても、併せて権限や事務の移行を進めるため、条例制定に向けた作業を行っている。 2. 基本的な考え方 - 本市では、水道法に基づく専用水道等の権限移譲と併せ、小規模水道等の規制を定めた市条例を制定し、法令適用水道施設の安全・衛生対策に係る制度運営の一元化と効率的な事務を推進する。 - 条例の内容は、円滑な権限移譲を受けるため、水道法及び現行の県条例に準じたものとする。 - また、規定内容が利用者の日常生活に直結し、健康に影響をおよぼす飲料水の供給に関することであることから、義務規定違反者に対する刑事罰となる罰則を定める。 - このため、横浜地方検察庁と罰則に係る協議を行う。 3. 条例の概要 - 今回制定する条例は、安全で衛生的な飲料水の供給を確保するために、小規模水道等設置者に対して、設置段階の施設・水質基準、確認の申請等を規定するとともに、給水開始後の管理基準等を定めるものである。	- また、小規模水道等設置者による適正な運営管理を確保するため、市の役割として必要に応じ、対象施設への立入検査、指導等を行うことも規定している。 - 条例の構成は次のとおりである。 【総則】 - 条例の目的及び用語を定義 【小規模水道】 - 設置者に対する確認申請・届出義務、水質検査・施設基準、衛生上の措置を規定 【小規模受水槽水道】 - 設置者に対する届出義務、管理基準等を規定 【監督、罰則】 - 利用者の健康を害すると認める場合の給水停止命令、報告及び立入検査を規定 - 規定違反者に対する罰則を規定 4. 地方検察庁との協議 - 地方検察庁とは、刑事事件として取り扱える条文が整っているかについて協議が必要となる。 - 罰則の主な内容は次のとおりである。 ①給水の緊急停止違反 → 10万円以下の罰金 ②確認を受けずに工事着手 → 5万円以下の罰金 ③報告、立入検査の違反 → 2万円以下の罰金 5. 条例制定の時期 条例の施行は、罰則の適用も含めて、水道法に基づく専用水道等の権限移譲時期と同じ平成25年4月1日とする。 6. 県内他市の状況 条例制定予定自治体： 県内の既に条例を制定している保健所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び藤沢市）を除く14市。 7. 今後策定予定の規則等について - 条例制定に伴い、規則・要綱等を制定する。
経 過 H23. 8. 30 第2次一括法公布 H23. 11. 18 第2次一括法における留意事項等について（厚生労働省健康局水道課長通知） H23. 11. 22 第2次一括法における留意事項等について（県環境衛生課長通知）	今後の予定 H24. 8～10 横浜地方検察庁と協議 H24. 12 議案上程 H25. 3 大和保健福祉事務所から事務引継ぎ H25. 4. 1 条例施行、罰則の適用